

北海道庁別館西棟庁舎等昇降機保守点検業務処理要領

- 1 業務名 北海道庁別館西棟庁舎等昇降機保守点検業務
- 2 業務場所 札幌市中央区北3条西7丁目（別館西棟庁舎）
札幌市中央区北3条西6～7丁目（かでの地下連絡通路）
- 3 業務仕様
 - (1) 本業務処理要領に定めるもののほか、「建築基準法」及びこれに基づく地方条例並びに「昇降機の適切な維持管理に関する指針（平成28年2月19日住指発第291号）」、「人事院規則10-4」その他関係諸法令に基づいて、当該昇降機設備の機能を十分に発揮し、常時安全かつ良好な状態を保つものとする。この処理要領の定めのない事項については、『国土交通大臣官房官庁営繕部監修 令和5年度 建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に準拠するものとする。
 - (2) 本業務処理要領に定めがない事項は、業務担当員と協議する。

4 対象施設等 エレベーター

項目	内容	台数	備考
別館西棟庁舎 (1・2号機)	規格型 600kg, 90m/分 群管理・火災時管制 地震時管制	2	停止階床数6箇所
かでの地下 連絡通路 (1～3号機)	油圧式 750kg, 45m/分 地震時管制・火災時管制 自家発管制 身体障がい者用	3	停止階床数3箇所 (1・2号機) 停止階床数2箇所 (3号機)

- 5 保守点検等
 - (1) 本業務の保守点検項目、点検内容及び周期等は、共通仕様書「第7章搬送設備」の「フルメンテナンス契約」に基づき保守点検を行うものとする。
 - (2) 作業前月末までに、任意の様式により保守点検業務予定表（各月分）を作成し、業務担当員に提出するものとする。
 - (3) 保守点検に伴う交換部品等は、全て当該エレベーター製造メーカー純正部品又は指定部品を使用すること。
 - (4) 保守点検結果は、別紙様式1「昇降機保守点検報告書」に必要な事項を記入し、速やかに当該報告書を業務担当員に提出するものとする。
また、年1回の定期点検は上記報告書のほか、建築基準法第12条第4項の定期検査報告書を作成し、業務担当員に提出するものとする。
 - (5) 本年度整備計画がある場合は、当該整備を含め必要な整備を行わなければならない。
… 整備計画あり（別紙）
 - (6) 次年度の整備計画がある場合は、契約完了の3か月前までに様式2「次年度整備計画」により、業務担当員に電子データで提出するものとする。